

(写)

5 消 安 第 4027 号
令和 5 年 10 月 11 日

都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の一部改正について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係る遺伝子検査については、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 消安第 3495 号農林水産省消費・安全局長通知）の別紙 1 により、実施していただいているところです。今般、2022 年～2023 年シーズンにおける当該検査の結果等を踏まえ、別添のとおり、別紙 1 を一部改正しましたので、お知らせいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

(別記)

北海道知事 殿
青森県知事 殿
岩手県知事 殿
宮城県知事 殿
秋田県知事 殿
山形県知事 殿
福島県知事 殿
茨城県知事 殿
栃木県知事 殿
群馬県知事 殿
埼玉県知事 殿
千葉県知事 殿
東京都知事 殿
神奈川県知事 殿
新潟県知事 殿
富山県知事 殿
石川県知事 殿
福井県知事 殿
山梨県知事 殿
長野県知事 殿
岐阜県知事 殿
静岡県知事 殿
愛知県知事 殿
三重県知事 殿
滋賀県知事 殿
京都府知事 殿
大阪府知事 殿
兵庫県知事 殿
奈良県知事 殿
和歌山県知事 殿
鳥取県知事 殿
島根県知事 殿
岡山県知事 殿
広島県知事 殿
山口県知事 殿
徳島県知事 殿
香川県知事 殿
愛媛県知事 殿

高知県知事 殿
福岡県知事 殿
佐賀県知事 殿
長崎県知事 殿
熊本県知事 殿
大分県知事 殿
宮崎県知事 殿
鹿児島県知事 殿
沖縄県知事 殿

改 正 後	改 正 前
(別紙 1) 1 家畜保健衛生所で行うモニタリング又は病性鑑定の検査方法 防疫指針第 3 の 1 及び 2 の都道府県において実施するモニタリングのウイルス分離検査及び血清抗体検査の方法並びに防疫指針第 4 の 5 の都道府県による家畜保健衛生所での検査の方法は、以下のとおりとする。 (1) 遺伝子検査 <u>検査対象は、防疫指針に定められた検査対象家きん及びその他家畜防疫員が必要と認める家きんの気管スワブ及びクロアカスワブのうち、10 羽に係るもの(簡易検査で陽性となった個体を優先する。)</u>とする。<u>ただし簡易検査の検査対象が 10 羽に満たない場合には、全羽に係るものを検査対象とする。</u>当該検査対象について、動物衛生課が別途定める方法又は動物衛生課と協議の上、適当と認められた方法による検査を行う。当該検査の結果、陽性であった検体については、(2)の検査を行う。 (2) ～ (4) (略) 2・3 (略)	(別紙 1) 1 家畜保健衛生所で行うモニタリング又は病性鑑定の検査方法 防疫指針第 3 の 1 及び 2 の都道府県において実施するモニタリングのウイルス分離検査及び血清抗体検査の方法並びに防疫指針第 4 の 5 の都道府県による家畜保健衛生所での検査の方法は、以下のとおりとする。 (1) 遺伝子検査 防疫指針に定められた検査対象家きん及びその他家畜防疫員が必要と認める家きんの気管スワブ及びクロアカスワブについて、動物衛生課が別途定める方法又は動物衛生課と協議の上、適当と認められた方法による検査を行う。当該検査の結果、陽性であった検体については、(2)の検査を行う。 (2) ～ (4) (略) 2・3 (略)

1 家畜保健衛生所で行うモニタリング又は病性鑑定の検査方法

防疫指針第3の1及び2の都道府県において実施するモニタリングのウイルス分離検査及び血清抗体検査の方法並びに防疫指針第4の5の都道府県による家畜保健衛生所での検査の方法は、以下のとおりとする。

(1) 遺伝子検査

検査対象は、防疫指針に定められた検査対象家さん及びその他家畜防疫員が必要と認める家さんの気管スワブ及びクロアカスワブについて、~~10羽に~~10羽に係るもの（簡易検査で陽性となった個体を優先する。）とする。ただし簡易検査の検査対象が10羽に満たない場合には、全羽に係るものを検査対象とする。当該検査対象について、動物衛生課が別途定める方法又は動物衛生課と協議の上、適当と認められた方法による検査を行う。当該検査の結果、陽性であった検体については、(2)の検査を行う。

(2) ウイルス分離検査

① 材料の採取

家さんから気管スワブ及びクロアカスワブを採取する。

② 材料の運搬及び処理

材料は抗生物質（ペニシリン（1,000単位/mL）、ストレプトマイシン（1000 μ g/mL）及びファンギゾン（25 μ g/mL））を添加した滅菌済のPBS（pH7.0～7.4）又は細胞培養液中に入れる。材料をよく懸濁した検体は密閉容器に入れた後に、容器の外側を消毒し、破損や水漏れがないように包装を厳重にして、冷蔵状態で家畜保健衛生所に運搬する。

家畜保健衛生所に到着後、検体を遠心分離処理（1,000G×5分間）し、汚染検体の場合は必要に応じて、その上清をポリビニリデンフロライド（PVDF）から成るポアサイズ0.45 μ mのフィルター（滅菌済ディスポーザブルシリレンジフィルター）を用いてろ過滅菌する。その後、室温に1～2時間静置後ウイルス分離に供する。なお、排せつ物や臓器は上記組成の抗生物質添加液で10～20%（w/v）乳剤にし、遠心分離処理（1,000G×5分間）、上記手法によるろ過滅菌処理の後に、室温に1～2時間清置後、その上清をウイルス分離に供する。

③ 発育鶏卵への接種（ウイルス分離）

検体の上清を2個以上の9～11日齢発育鶏卵の尿膜腔内に0.2mL接種し、35～37℃で48時間ふ卵する。原則として24時間以内に鶏胚が死亡した場合は事故死とする。ふ卵24時間以降に鶏胚が死亡した場合はその時点で（少なくとも24時間及び36時間後に検卵すること）、48時間後に生残した場合は4℃に1夜冷却した後、尿膜腔液の赤血球凝集性（以下「HA」という。）についてマイクロプレート法による検査（以下「HA試験」という。）を行う。HA試験が陰性の場合はさらに1回発育鶏卵への接種を行う。

④ 鳥パラミクソウイルスとの鑑別

接種発育鶏卵から採取した雑菌増殖のない尿膜腔液のHA試験が陽性であればA型インフルエンザウイルス又は鳥パラミクソウイルスによるものであると推定できる。HA試験が陽性の場合、鳥パラミクソウイルスであることを否定するため、9血清型が知られている鳥パラミクソウイルスのうち、1型のニューカッスル病ウイルスが広く分布していることから、まず、抗ニューカッスル病ウイルス血清を用い

て赤血球凝集抑制反応試験（以下「HI試験」という。）を行う。

この結果、ニューカッスル病ウイルスが否定された場合には、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を冷蔵状態で動物衛生研究所に送付し、病性鑑定に供する。

（3）血清抗体検査

鶏を検査する場合にあっては、②の方法（②の診断薬を入手できない場合その他やむを得ない事情により②の方法による検査を実施できない場合には、①の方法）で行い、鶏以外の家きんを検査する場合にあっては、①の方法で行う。

① すべてのA型インフルエンザウイルスは共通したヌクレオカプシド（NP）抗原とマトリックス（M）抗原を有していることから、これらの抗体が検出可能な寒天ゲル内沈降反応を行う。

ア 抗原作製

10日齢の発育鶏卵に指定のウイルスを接種し、漿尿膜を採取する。漿尿膜の乳剤を作製し、3回の凍結融解後、1,000Gで遠心し、上清を得る。遠心上清は0.1%のホルマリン又は1%のベータプロピオラクトンで不活化し、抗原とする。

イ 反応法

試験は8%（w/v）のNaClを含む0.1Mリン酸緩衝液（PBS、pH7.2）に1%（w/v）にアガロース又は精製寒天を加え溶解し、シャーレに2～3mm厚に流し込んだものを用いる。寒天に直径5mmの穴で2～5mm離れたパターンを作製し、中央の穴には抗原、周囲の穴には検査血清と指定の陽性血清を交互に0.05mLずつ入れ、48時間反応させる。その結果、検査血清の沈降線が陽性抗体の沈降線と連結した場合には、血清抗体検査陽性と判定する。沈降線が交差した場合には、非特異反応と判定する。

② 薬事法により動物用医薬品として承認された診断薬を用いてエライザ法による検査を行い、当該検査の結果、陽性であった場合には、引き続き①の検査を行う。その結果、陽性であった場合には、血清抗体検査陽性と判定する。

（4）モニタリング又は病性鑑定結果に関する記録

家畜保健衛生所は、モニタリング又は病性鑑定時に採材した材料、家きんの飼養形態等の情報及びモニタリング等の結果について、参考様式を用いて電子媒体にて記録する。

2 家畜保健衛生所から動物衛生研究所への材料送付

防疫指針第4の5の（2）並びに6の（1）及び（2）による家畜保健衛生所から動物衛生研究所への材料送付は、以下のとおり行うこととする。

（1）材料の送付

家畜保健衛生所等における病性鑑定又はモニタリングの結果、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所は、分離されたウイルス又は遺伝子検体を別記の記載事項に留意しつつ動物衛生研究所に冷蔵状態で送付する。この場合には、「病性鑑定依頼書」（留意事項の様式5）及び「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式4-1）を添付する。

（2）連絡

- ① 家畜保健衛生所は、都道府県畜産主務課に対し、動物衛生研究所に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式 4－1）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。
- ② 都道府県畜産主務課は、動物衛生課に対し動物衛生研究所に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式 4－1）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。

3 動物衛生研究所で行う病性鑑定

防疫指針第5の1の（1）及び（2）の動物衛生研究所において実施するウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の方法は、以下のとおりとする。

（1）ウイルス亜型特定検査

分離ウイルスのHA及びNA亜型は、HA及びNA亜型の特異抗血清を用いたHI試験、ノイラミニダーゼ活性抑制試験（NI試験）、又は遺伝子解析により決定する。

（2）病原性判定試験

分離ウイルスの病原性判定試験は国際獣疫事務局（OIE）マニュアルに準拠した方法により行い、以下のア又はイに該当する場合、分離ウイルスを高病原性と判定する。

ア 滅菌PBSで10倍に希釈した感染尿膜腔0.2mLを4～8週齢の感受性鶏8羽に接種し、10日以内に6～8羽を死亡させた場合。

イ 分離されたウイルスがH5又はH7亜型であり、かつ、ヘマグルチニンの結合ペプチドのアミノ酸配列が他の高病原性鳥インフルエンザウイルスと類似している場合。

採取した検体の郵送に当たっての注意

内国郵便約款第9条第4項の規定に基づき、国連規格容器による適切な包装等を行い、送付すること。

なお、送付に当たっては、当該郵便物の送付方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、次のとおり措置の上、当該郵便局に差し出すこと。

1 送付の途中で航空機による輸送が行われない検体在中郵便物

次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品 名：家きんの組織等「危険物」※
差出人：
自治体名：
検査所名：
住 所：
電話番号：
資 格：家畜防疫員（獣医師）
氏 名：

※朱記すること。

2 送付の途中で航空機による輸送が行われる検体在中郵便物（注1）

（1）次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品 名：家きんの組織等「危険物」※ ¹
国連番号：
差出人：
自治体名：
検査所名：
住 所：
電話番号：
資 格：家畜防疫員（獣医師）
氏 名：
ドライアイス〇〇kg在中※ ²

※¹ 朱記すること。

※² ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

（2）検体を格納する容器は「国連規格容器」とすること。

（3）1容器当たりの内容量は、液体の場合は1,000mL未満、個体の場合は50gを限度とすること。

（4）郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付すること。（注2）

（5）国連規格容器の外側にドライアイスを入れダンボール等で包んだ場合は、郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：9）を貼付すること。（注3）

（6）上記（5）の場合は、郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。

（注1）航空機による輸送が行われる場合、航空法（昭和27年法律第231号）第86条、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条及び関係告示等による規制を受ける。

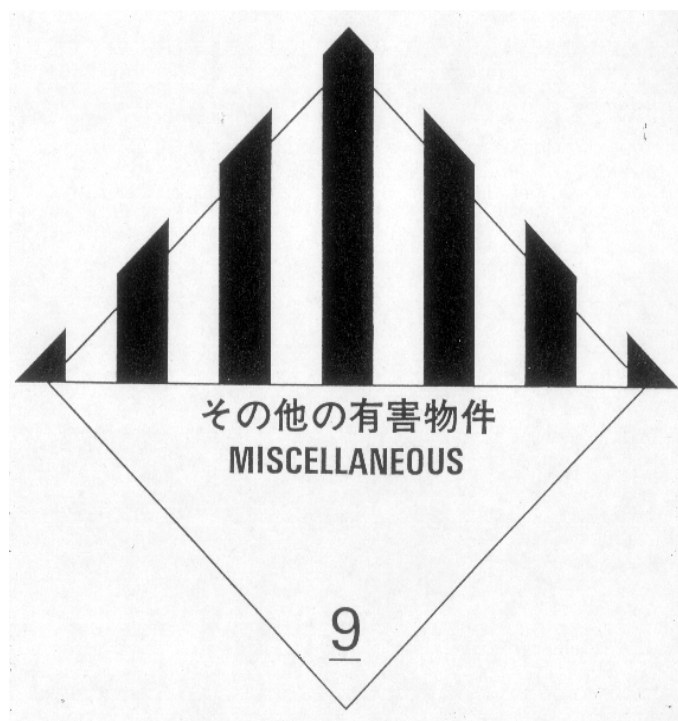
（注2、3）ラベルの様式は3のとおり。（受持郵便局に必要な分を請求願います。）

3 郵便物に表示するラベル様式

(1) 輸送許容物件表示ラベル (分類番号：6.2)



(2) 輸送許容物件表示ラベル (分類番号：9)



5 消 安 第 4027 号
令和 5 年 10 月 11 日

別記関係機関の長 殿

消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する
特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実
施に当たっての留意事項の一部改正について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了
知の上、引き続き、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力
方よろしく申し上げます。

(別記関係機関)
各地方農政局長
北海道農政事務所長
動物検疫所長
動物医薬品検査所長

5 消 安 第 4027 号
令和 5 年 10 月 11 日

別記関係機関の長 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する
特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実
施に当たっての留意事項の一部改正について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了
知の上、引き続き、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力
方よろしくお願いします。

(別記関係機関)
内閣府沖縄総合事務局長
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長
独立行政法人 農畜産業振興機構理事長
独立行政法人家畜改良センター理事長

5 消 安 第 4027 号
令和 5 年 10 月 11 日

別記各関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する
特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実
施に当たっての留意事項の一部改正について

平素から家畜衛生行政に対して御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

標記のことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御
了知の上、引き続き、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協
力方よろしくお願いいたします。貴会の会員の方々におかれましては、貴職から周
知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

(別記関係団体)

一般社団法人 日本養鶏協会
一般社団法人 日本食鳥協会
一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会
国産鶏普及協議会
日本養鶏農業協同組合連合会
全国養鶏経営者会議
日本成鶏処理流通協議会
一般社団法人 日本卵業協会
全国たまご商業協同組合
全国鶏卵加工協議会
一般社団法人 日本伝書鳩協会
一般社団法人 日本鳩レース協会
日本オーストリッチ協議会
日本オーストリッチ事業協同組合
豊橋養鶉農業協同組合
公益社団法人中央畜産会
全国農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会
一般社団法人 全国動物薬品器材協会
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会
公益社団法人 日本獣医師会
公益社団法人 日本動物用医薬品協会
一般財団法人 畜産環境整備機構
協同組合日本飼料工業会
公益社団法人 畜産技術協会
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会
全国精麦工業協同組合連合会
全国飼料卸協同組合
全国飼料輸入協議会
飼料輸出入協議会
日本食肉輸出入協会
日本ハム・ソーセージ工業協同組合
全国食肉事業協同組合連合会
全国食肉業務用卸協同組合連合会
公益財団法人日本食肉流通センター
日本石灰協会
日本石灰工業組合

5 消 安 第 4027 号
令和 5 年 10 月 11 日

各関係省庁の長（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する
特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実
施に当たっての留意事項の一部改正について

平素から家畜衛生行政に対して御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了
知の上、引き続き、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力
方よろしくお願いいたします。

（別記）

厚生労働省健康・生活衛生局長

厚生労働省感染症対策部長

環境省自然環境局長